

日本学生支援機構 奨学金の貸与を受けている 『学部4年生』『修士2年生』『博士3年生』のみなさんへ

(平成21年度以前採用)

貸与最終年にあたり、とても重要な注意事項をお知らせします。

※継続手続き時にすでにお知らせしていますが、再度必ず確認してください。

●奨学金の貸与終了について

貸与は平成24年3月分までで終了です。留年などにより平成24年4月以降にも在学する場合には、その前に奨学金が終了することを十分考慮してください。(※留学や休学により奨学金を休止していた期間のある人は、休止していた期間分を4月以降に充てることができる場合があります。)

●進学先でも奨学金を借りたい場合

学部学生が修士課程へ進学する時や、修士学生が博士課程へ進学する時は、進学先課程での奨学金をあらためて申し込む必要があります。現在の課程で借りている奨学金を進学先課程まで延長する制度にはなっておりません。

東京学芸大学大学院（修士・教職大学院・博士）へ進学を考えている場合は、早くから入学後の経済計画や研究計画が立てられるように予約採用（平成24年4月入学予定）で奨学金を申請することを強くお勧めします。申請要領は、9月1日よりS棟2階学生課4番窓口にて配布しています。申請期間は、以下のとおりです。

修士・教職大学院：10月12日(水)～14日(金) 13時～17時15分

博士：10月26日(水)～28日(金) 14時～18時

●貸与終了手続きについて

留年在学する場合、進学する場合、繰上一括返還を希望する場合、いずれの場合でも必ず貸与終了手続きをしなければなりません。この手続きは、必ず全員行います。貸与終了手続きを怠れば、留年時の在学による返還猶予の申請ができません。また、進学課程での奨学金申請も認めません。

貸与終了手続き会（返還誓約書の配付と貸与終了手続きの説明）を

11月8日～10日（全3回）に開催します。いずれか1回必ず出席してください。欠席した場合は、12月分より奨学金の振込を停止します。詳細は別途掲示します。

●保証制度（人的保証・機関保証）の確認

自分の保証制度を、いま一度、確認してください。人的保証なのか、機関保証なのか。自分の保証制度がわからない場合は、日本学生支援機構が提供するサービス「スカラネットパーソナル」を利用すると自分の貸与情報を確認することができます。(日本学生支援機構の奨学金HPにて個人登録をすると利用できます。

<http://www.jasso.go.jp/security/spopen.html>)

●人的保証の場合は、選出条件に適した『保証人』を選出しましょう。

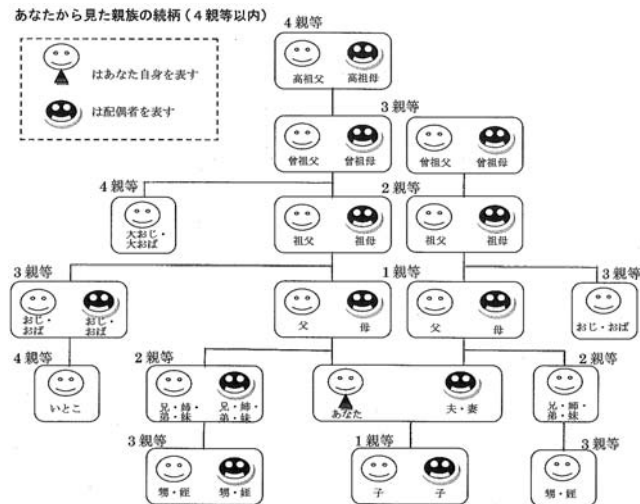
人的保証の人は、『連帯保証人』とは別に、『保証人』を選任し依頼しておく必要があります。必ず、連帯保証人と保証人の**両方が必要**です。平成23年11月頃から作成し始めてもらう返還誓約書の中へ、両方の保証人に『署名と実印の押印』をしてもらう必要があります。

『連帯保証人』⇒原則として、奨学生の父または母です。

『保証人』⇒父母を除く65歳未満の4親等以内となる成年親族（おじ、おば、兄、姉、いとこ、祖父、祖母など）で、連帯保証人とは別生計の方です。奨学生の父母を『保証人』に選任することはできません。

※やむを得ない事情により65歳以上の者しか選出できない場合（明治・大正生まれは不可）は、奨学生本人と連帯保証人の連名で作成した「事情書」を貸与終了書類に添付すれば、その者を保証人として選出することを認めます。「事情書」の作成における詳細は、貸与終了手続説明会で配付する資料をご覧ください。

※保証人が4親等以内かどうかを「あなたから見た親族の続柄」で確認しましょう。



以下の事項は、すでに7月30日で申請を締め切りましたが、
急遽申請が必要になった者については、10月31日まで申請を受け付けることとします。至急、S棟2階学生課4番窓口で申請の相談をしてください。
 相談は午前中が望ましいです。午後は窓口が混み合うこともあります。

※博士課程で横浜国立大、千葉大、埼玉大の配属の方は、メールや電話で相談してください。 syougaku@u-gakugei.ac.jp / TEL 042-329-7187

●（第二種を借りている学生のみ）貸与期間の延長申請について

留学、病気療養、ボランティア活動によって卒業期（修了期）が延びた場合は、修業年限の終期に1年以内の範囲で貸与期間の延長が申請により認められることがあります。第二種奨学金の貸与期間延長を希望する場合は、10月31日までに申請しましょう。

●（主に第二種を借りている学生の場合）貸与月額の増額申請について

貸与月額の『増額』をさかのぼって行うことができません。増額手続書類を正しく提出できた月からの増額となります。平成24年4月以降に留年在学する場合、貸与月額の増額により貯蓄をして今から平成24年4月以降に備えたい人は、早急に増額手続することをお勧めします。増額手続最終受付は10月31日までです。

●（人的保証の学生のみ）選任条件に適した保証人が用意できない

保証人となれる親族がいない等の場合には、10月31日までに相談に来てください。